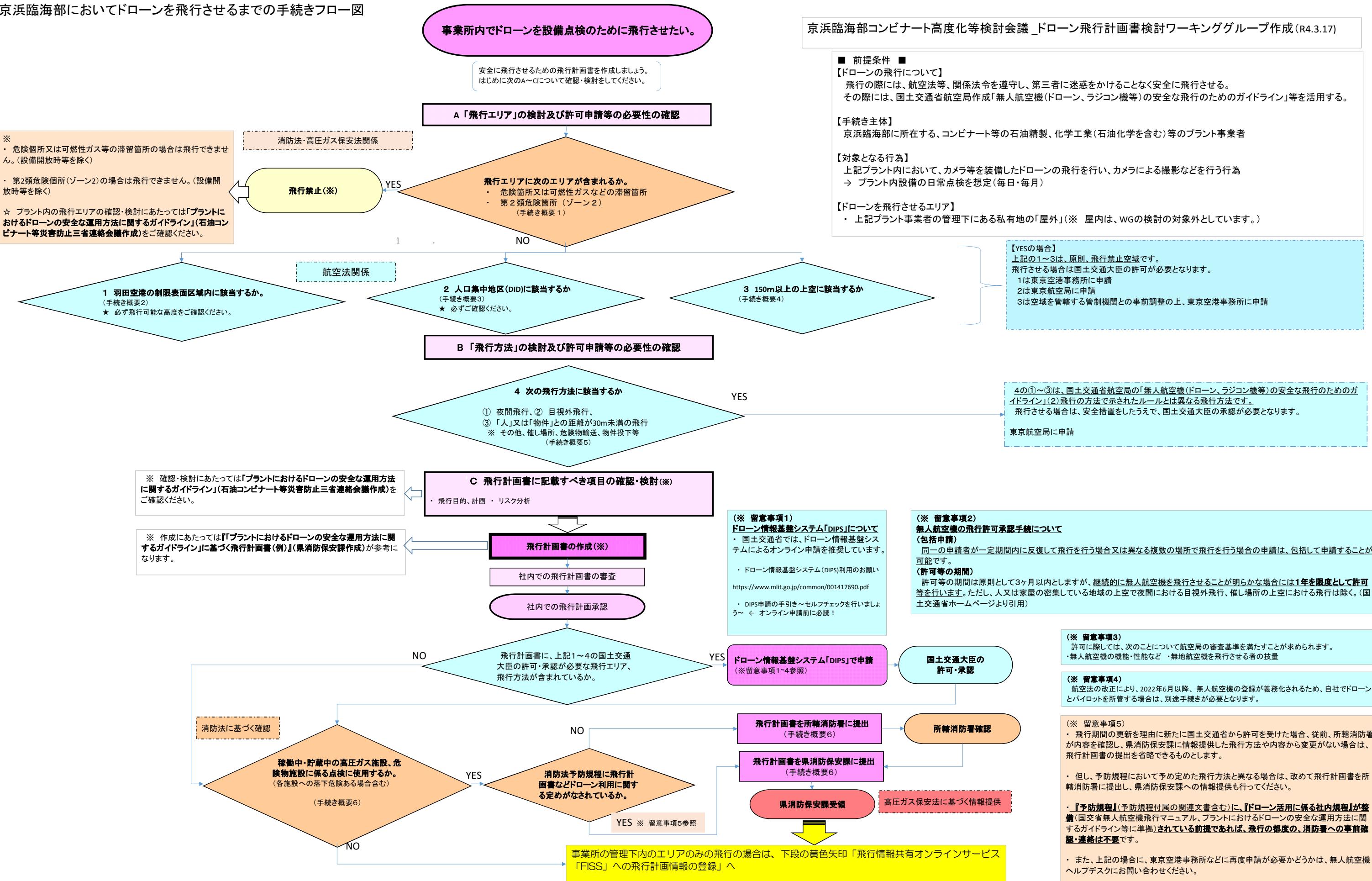


京浜臨海部においてドローンを飛行させるまでの手続きフロー図



- 以下は、「事業所の管理下外」のエリアを飛行させる場合の手続きの紹介となります。(当該フローの前提条件外)
- 原則、ドローンの飛行が規制・禁止等されているエリアとなります。事前に所管部署等にご相談のうえ、飛行に必要な手続きを行ってください。(別添「各種手続き概要」参照)

